

## プラネタリウムの貸切投影の減免対象の方

貸切利用をすることができるもの	港区内		港区外	
		減免		減免
幼稚園・小学校・中学校	○	免除	○	半額
高等学校・大学・専修学校・各種学校	○	無	○	無
保育園	○	免除	○	半額
認定こども園	○	免除	○	半額
特定地域型保育事業所	○	免除	○	半額
委員会が指定する地域団体・ 委員会が指定する社会教育団体	○	無	—	
委員会が指定する福祉団体	○	免除	—	
官公署	○	半額	○	半額
認証保育所	○	免除	貸切できません	
港区保育室	○	免除	—	
地域型保育事業 (小規模保育事業所、事業所内保育所等)	○	免除	貸切できません	
(企業主導型) 事業所内保育所	○	免除	貸切できません	
みなと保育サポート	○	免除	—	
学童クラブ	○	免除	貸切できません	
児童館	○	免除	貸切できません	
子ども中高生プラザ	○	免除	貸切できません	
民間企業	○	無	貸切できません	
NPO	○	無	貸切できません	
公益法人	○	半額	○	半額
インターナショナルスクール (学校教育法第134条の各種学校にあたらぬもの)	貸切できません		貸切できません	